

令和 7 年第 7 回

国分寺市教育委員会定例会

日 時	令和 7 年 7 月 24 日 午前 10 時
場 所	国分寺市役所 会議室 201

令和7年第7回国分寺市教育委員会定例会議事日程

令和7年7月24日開催

日程第1 開会と署名委員の指名

日程第2 前会議事録の承認

日程第3 教育長等の報告

日程第4 議事

- 1 議案第39号
専決処分について
- 2 議案第40号
令和8年度使用特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択について

日程第5 協議

日程第6 報告

- 1 令和7年第2回定例会の一般質問について 〔教育総務課〕…資料1
- 2 第5期国分寺市公民館運営審議会の答申について〔公民館課〕…資料2

日程第7 その他

日程第8 閉会

議案第39号

専決処分について

第6期国分寺市公民館運営サポート会議委員の委嘱について、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和40年教委規則第1号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求める。

令和7年7月24日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱（平成27年要綱第2号）第3条の規定により、令和7年7月1日より委員を委嘱する必要があるため、専決処分したので、教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

第6期 国分寺市立本多公民館運営サポート会議委員候補者名簿

任期：No.1～7、No.9～10：令和7年5月1日～令和9年4月30日

No.8：令和7年7月1日～令和9年4月30日

No	氏 名	所 属 等	委員区分	備考
1	やまだ かずお 山田 和夫	公民館活動グループ 「けやきフォトサークル」	第1号	再任
2	なかやま てつや 中山 哲也	本多公民館グループ 「中庭サロンの会」	第1号	再任
3	いなづ こう 稲津 耕	本多公民館「異世代交流事業」 実行委員	第1号	再任
4	なかつか かずお 中塚 一雄	本多公民館「くぬぎ教室」スタッフ	第1号	新任
5	ひろまつ ちあき 廣松 千晶	本多公民館「喫茶ほんだ」スタッフ	第1号	新任
6	すがもと たかよ 菅本 高代	国分寺市文化団体連絡協議会	第2号	再任
7	たねだ ようき 種田 陽哉	本多連合町会	第2号	再任
8	こばやし けんすけ 小林 謙介	国分寺市立第三小学校PTA	第2号	新任
9	まるやま ともふみ 丸山 智史	国分寺市立第七小学校長	第3号	新任
10	しばた さちこ 柴田 彩千子	東京学芸大学教授	第4号	再任

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱第3条第1号＝公民館の利用者、
第2号＝地域団体の代表者、第3号＝学校教育の関係者、第4号＝社会教育の関係者

定数10人以内(国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱)

議案第40号

令和8年度使用特別支援学級教科用図書（一般図書）の採択について

上記の議案を提出する。

令和7年7月24日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、教育委員会で決定する必要がある。

令和 8 年度使用一般図書（特別支援学校・学級 用）の調査研究報告書

(様式 4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (I)

学校名 (国分寺市立第二小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
国 語	同成社	1	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」 入門編 2 (改訂版) (ひらがなの 読み書き)	言葉の学習の導入段階に適している。	
	同成社	2	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」 1 (改訂版) (ひらがなのこと ば・文・文章の読み)	生活に関連した素材が取り上げら れており、親しみやすい。	
	同成社	3	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」 3 (改訂版) (文章を読む、作 文・詩を書く)	漢字の音訓読みや対義語・動詞・形 容詞の例が豊富である。	
	同成社	4	ゆっくり学ぶ子のための 国語 4	言語的実態に応じて指導できるよ う構成されている。	
	同成社	5	ゆっくり学ぶ子のための 国語 5	詩や文章を読み、生活に必要な知 識・感覚も身に付けられるよう工夫 されている。	
	エストディ	6	ひとりだちするための国語	「聞く・話す・読む・書く」の基礎 項目と、応用力を身に付ける項目 で、コミュニケーションの力の定着 を図ることができる。	
書 写	理論社	1	あいうえおうさま	リズムカルな詞を楽しみながら、生 活や学習に必要な言葉を学ぶこと ができる。	
	あかね書房	2	もじのえほん かんじ (1)	それぞれの漢字のもつ意味につい て、挿絵を交えながら、興味をもて るよう説明されている。	
	光村図書	3～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
社 会	帝国書院	3	検定済教科用図書 (地図)	学年相応の学習が可能であるため。	
	小学館	4	ドラえもんちずかん 1 にっぽん ちず	日本の地図に加えて、地名や人々の 暮らし、名所などを学ぶことができ る。	
	小学館	5	ドラえもんちずかん 2 せかいち ず	世界地図に加えて、世界の料理や祭 り、国旗などを学ぶことができる。	
	小学館	6	ドラえもんの社会科おもしろ攻略 日本の歴史 15 人	各時代のキーポイントになる人物 15人を、漫画調で取り上げており、 親しみやすい。	

※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。

※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。

※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等は行わないこと。

※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名
を記入すること。

(様式 4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅱ)

学校名 (国分寺市立第二小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
算 数	同成社	1	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	数の学習の導入段階に適している。	
	同成社	2	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)	加減法の導入の段階の指導に適している。	
	同成社	3	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	タイルを操作し、視覚的に確かめながら筆算の学習ができるよう工夫されている。	
	同成社	4	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)	各単元の構成がタイル操作、筆算、文章題となっていて、理解がしやすい。	
	エストディ	5	ひとりだちするための算数・数学	基礎と生活シーンの2段構成により、学習の定着を図ることができる。	
	エストディ	6	ひとりだちするための算数・数学ワーク1 お金編	買い物やお出掛けなどの親しみやすい生活場면을題材に、四則計算を生かして学習できる。	
理 科	小学館	3	ドラえもんの理科おもしろ攻略 [新版] 生物(植物・昆虫・動物) がわかる	植物、昆虫、動物など生物に関する疑問に対し、漫画調で解説されており、興味・関心がもちやすい。	
	小学館	4	ドラえもんの理科おもしろ攻略 [新版] 力と電気・音・光 がわかる	ばねやてこ、豆電球や電磁石、音や光などに関する疑問に対し、漫画調で解説されており、興味・関心がもちやすい。	
	小学館	5	小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ まだある! ふしぎの図鑑	機械、生活、人間の体、生き物、気象等理科の総合的な内容について、疑問に答える形で分かりやすく図説されている。	
	小学館	6	小学館の図鑑NEO ぷらす 新版くらべる図鑑	動物、植物、宇宙などを身近な物で例えたり比べたりした内容となっており知識が広がりやすく、イラスト図解で分かりやすい。	
生 活	教育出版	1・2	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 「生活(検)」については「知的障害特別支援学校小学部の教科である『生活』」との区別に注意すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等は行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を記入すること。

(様式 4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅲ)

学校名 (国分寺市立第二小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
音 楽	教芸	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
図 画 工 作	日本文教	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
家 庭	開隆堂出版	5・6	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を記入すること。

(様式 4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (IV)

学校名 (国分寺市立第二小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
保健	学研	3～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
道徳	東京書籍	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
『生活』※					

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 「知的障害特別支援学校小学部の教科である『生活』」で一般図書を給与する場合は、生活・社会・理科・家庭の各教科で検定済教科用図書及び一般図書を給与することはできないので注意すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を記入すること。

(様式4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (I)

学校名 (国分寺市立第四小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
国 語	光村図書	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
書 写	光村図書	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
社 会	教育出版	3～6	検定済教科用図書 (社会)	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
	帝国書院	3～6	検定済教科用図書 (地図)	学年相応の学習が部分的に可能なため。	

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料（Ⅱ）

学校名（ 国分寺市立第四小学校 ）

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
算 数	東京書籍	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
理 科	大日本図書	3～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
生 活 (<u>検</u>) ※	教育出版	1・2	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 「生活（検）」については「知的障害特別支援学校小学部の教科である『生活』」との区別に注意すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式 4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅲ)

学校名 (国分寺市立第四小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
音 楽	教芸	1 ～ 6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
図 画 工 作	日本文教	1 ～ 6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
家 庭	開隆堂出版	5 ・ 6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	

- ※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (IV)

学校名 (国分寺市立第四小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
保健	学研	3～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
道徳	東京書籍	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
『生活』※					

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 「知的障害特別支援学校小学部の教科である『生活』」で一般図書を給与する場合は、生活・社会・理科・家庭の各教科で検定済教科用図書及び一般図書を給与することはできないので注意すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (I)

学校名 (国分寺市立第七小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
国 語	光村図書	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
書 写	光村図書	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
社 会	教育出版	3～6	検定済教科用図書 (社会)	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
	帝国書院	3～6	検定済教科用図書 (地図)	学年相応の学習が部分的に可能なため。	

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料（Ⅱ）

学校名（ 国分寺市立第七小学校 ）

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
算 数	東京書籍	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
理 科	大日本図書	3～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	
生 活 (<u>検</u>) ※	教育出版	1・2	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 「生活（検）」については「知的障害特別支援学校小学部の教科である『生活』」との区別にご注意すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式 4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅲ)

学校名 (国分寺市立第七小学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
音 楽	教芸	1 ～ 6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能 なため。	
図 画 工 作	日本文教	1 ～ 6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能 なため。	
家 庭	開隆堂出版	5 ・ 6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能 なため。	

- ※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式4)

小学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅳ)

学校名 (国分寺市立第七小学校)

種 目	発 行 者	学 年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備 考
保 健	学研	3～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能 なため。	
道 徳	東京書籍	1～6	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能 なため。	
『生 活』 ※					

- ※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入すること。
- ※ 検定済教科用図書を使用する場合も記入すること。
- ※ 「知的障害特別支援学校小学部の教科である『生活』」で一般図書を給与する場合は、生活・社会・理科・家庭の各教科で検定済教科用図書及び一般図書を給与することはできないので注意すること。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。
- ※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式 5)

中学校特別支援学級教科用図書採択資料 (I)

学校名 (国分寺市立第二中学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
国 語	東京書籍	1	国語 ☆☆☆☆	文部科学省著作教科書のため、教科指導に適切であるため。	
	こばと	2・3	中高生のための国語	特別支援学級向けの編成で、生徒の学習状況に即した内容であるため。	
書 写	旺文社	1	小学漢字 1 0 2 6 字の正しい書き方新装四訂版	書き順が省略されずに示され、正確な定着を促すことができるため。	
	ぺん習字	2・3	ゼロから始める日ペンのこども美文字練習帳	ひらがな、カタカナ、数字、漢字の硬筆練習に活用できるため。	
社 会 (検) ※	地理				
	歴史				
	公民				
	地図				
社 会 ※	帝国書院	1～3	最新基本地図世界・日本 2 0 2 5	最新で詳細な地図で、より充実した学習指導を行うことができるため。	

- ※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入する。
- ※ 「社会 (検)」には検定済教科用図書を使用する場合に記入すること。
- ※ 「社会」において一般図書を給与する場合は、分野・種目の別なく 1 冊のみ給与することができる。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等は行わないこと。
- ※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式 5)

中学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅱ)

学校名 (国分寺市立第二中学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備 考
数 学	教育出版	1	数学 ☆☆☆☆	文部科学省著作教科書のため、教科指導に適切であるため。	
	こばと	2・3	中高生のための数学	特別支援学級向けの編成で、生徒の学習状況に即した内容であるため。	
理 科	東京書籍	1	理科 ☆☆☆☆	文部科学省著作教科書のため、教科指導に適切であるため。	
	永岡書店	2・3	なぜ? ど～して? 科学の図鑑	身近な科学や自然現象が、写真やイラストを多用して解説されているから。	
音楽 (検) ※	一般				
	器楽				
音 楽 ※	東京書籍	1	音楽 ☆☆☆☆	文部科学省著作教科書のため、教科指導に適切であるため。	
	教芸	2	MY SONG クラス合唱曲集 7 訂版	中学校の授業、行事で歌われる混声合唱曲が多く扱われているため。	
	教芸	3	世界の歌声	世界的に親しまれる曲を扱い、幅広く音楽に触れることができるため。	
美 術	秀学社	1	WATCH 2	発想が苦手な生徒の支援となるモチーフや素材がまとめて掲載されているから。	
	秀学社	2・3	美術資料	美術の基礎基本がまとめられ、授業への実用性が高いため。	

- ※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入する。
- ※ 「音楽 (検)」には検定済教科用図書を使用する場合に記入すること。
- ※ 「音楽」において一般図書を給与する場合は、分野・種目の別なく 1 冊のみ給与することができる。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等は行わないこと。
- ※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式 5)

中学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅲ)

学校名 (国分寺市立第二中学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
保健体育	岩崎書店	1~3	ぱっと見てわかる！はじめての応急手当 1 けがの応急手当	日常で接する可能性のあるケガ等の応急手当をわかりやすく解説しているため。	
技家 (検) ※	技術				
	家庭				
・技術 (職業) 家庭※	教育図書	1	基礎から学ぶビジュアルクッキング	調理の基礎が写真で示され、視覚的に理解を深め易くできるため。	
	成美堂出版	2・3	いちばんわかりやすい 家事のきほん大事典	将来の自立を支える日常の家事の基礎が、広範囲に扱われているため。	
道徳	あか図	1・2	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
	東京書籍	3	検定済教科用図書	学年相応の学習が可能であるため。	
英語	三省堂書店	1	New ABC of ENGLISH 単語編新装改訂新版	生活で触れる英単語を扱い、英語学習の入門として適切であるため。	
	三省堂書店	2・3	New ABC of ENGLISH 基本編新装改訂新版	身近な場면을題材とし、学習した単語を活かす活動ができるため。	

- ※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入する。
- ※ 「技家（検）」には検定済教科用図書を使用する場合に記入すること。
- ※ 「技術・家庭」において一般図書を給与する場合は、分野・種目の別なく 1 冊のみ給与することができる。
- ※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等は行わないこと。
- ※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式 5)

中学校特別支援学級教科用図書採択資料 (I)

学校名 (国分寺市立第三中学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
国 語	こばと	1～3	中高生のための国語	言葉の意味や関係、場面ごとに 意味が変わる言葉など、様々な 角度から言葉のつまずきに働き かける教材のため。	○
書 写	旺文社	1～3	小学生のためのきれいな字に なるワーク ひらがな・カタカ ナ・漢字〔改訂版〕	漢字の形やパーツなど、きれい な字を書くためのコツを意識で きそうな内容になっており、 直接記入できるため。	○
社 会 (検) ※	地理				
	歴史				
	公民				
	地図				
社 会 ※	エストデ イ	1～3	ひとりだちするための社会	イラストや写真、図版等を活用 しながら、現代の政治や社会生 活に役立つ公民・地理・歴史など 幅広く学べるため。	

※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入する。

※ 「社会（検）」には検定済教科用図書を使用する場合に記入すること。

※ 「社会」において一般図書を給与する場合は、分野・種目の別なく 1 冊のみ給与することが
できる。

※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。

※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書
名を正確に記入すること。

(様式 5)

中学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅱ)

学校名 (国分寺市立第三中学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
数 学	東洋館	1～3	改訂新版くらしに役立つワーク数学	基礎編と生活編に分かれており、計算問題や生活に即した問題を扱っているため。	○
理 科	こばと	1～3	中高生のための自然・理科	基礎的な問題の他、社会に巣立っていくために欠かせない常識問題が多く含まれているため。	
音楽 (検) ※	一般				
	器楽				
音 楽 ※	教芸	1～3	キミウタ混声合唱曲集クラス用	定番の合唱曲だけでなく、新しい曲も紹介されており、幅広い内容のため。	
美 術	光村図書	1～3	検定済教科用図書	学年相応の学習が部分的に可能なため。	

※ 令和 8 年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入する。

※ 「音楽（検）」には検定済教科用図書を使用する場合に記入すること。

※ 「音楽」において一般図書を給与する場合は、分野・種目の別なく 1 冊のみ給与することができる。

※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。

※ 「令和 7 年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること。

(様式5)

中学校特別支援学級教科用図書採択資料 (Ⅲ)

学校名 (国分寺市立第三中学校)

種目	発行者	学年	教科用図書の記号・番号 または一般図書名	推 薦 理 由	備考
保健体育	世界文化 社	1～3	からだのふしぎ けがとびよ うきのナゾ	からだの様々なトラブル (SO S) について、イラスト付きで分 かりやすく解説されているた め。	○
技家 (検) ※	技術				
	家庭				
技術・ 家庭※	文化出版 局	1～3	はじめてのキッチン 小学生 からおとなまで	料理の基本が丁寧な解説され ているから。	○
道 徳	開隆堂出 版	1～3	道徳私たちの未来未来の私た ち	生徒が自分の事として考える ことができる題材が揃っており、 指導に適しているため。	
英 語	Jリサー チ	1～3	クレヨンせんせいのえいごで あそぼう！2	英単語がジャンルごとに分か れており、生活の中で触れたこ とのあるものなので身近に感 じられるため。	○

※ 令和8年度から新たに使用する教科用図書については、「備考」欄に○印を記入する。

※ 「技家(検)」には検定済教科用図書を使用する場合に記入すること。

※ 「技術・家庭」において一般図書を給与する場合は、分野・種目の別なく1冊のみ給与することができる。

※ 枠の幅や数は適宜変更してよいが、種目名の変更等を行わないこと。

※ 「令和7年度用一般図書一覧」掲載図書を推薦する場合は、一覧に記載されている図書名を正確に記入すること

順 序 · 質 問 者 / 質 問 事 項 · 要 旨

- 1 恋ヶ窪交差点の渋滞について
- 2 A I オンデマンド交通について
- 3 国分寺市の郷土愛を育む取組について
- 4 西国分寺駅周辺について

- 1 恋ヶ窪交差点の渋滞について
- 2 A I オンデマンド交通について
- 3 国分寺市の郷土愛を育む取組について
- 4 西国分寺駅周辺について

- 1 人材確保の取組について
- 2 再生可能エネルギーの導入について
- 3 子どもの居場所づくりについて

- 1 人材確保の取組について
- 2 再生可能エネルギーの導入について
- 3 子どもの居場所づくりについて

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

順 序 ・ 質 問 者 ／ 質 問 事 項 ・ 要 旨	
3.	田 中 政 義
1	国 3 ・ 2 ・ 8 号線について (1) 進捗状況について (2) 五日市街道の工事について (3) 渋滞緩和について
4.	高 野 ふみお
1	教員の過重労働の実態について (1) 勤務時間の記録について (2) 教員の疲弊の実態と市の取組について (3) 市独自の市内市立小・中学校の正規教職員の増員について (4) 現場の声の聞き取りについて
2	防災について (1) 避難所運営に関する考え方について (2) 国分寺市民防災推進委員の現状と質の把握について (3) 災害ボランティア経済支援制度の創設と受援体制について
3	有機フッ素化合物（P F A S）について (1) 防災井戸への浄水器の設置について (2) 民間井戸への検査助成について (3) 外部専門家との連携について
4	ぶんじ地域応援商品券について
5	忌野清志郎について

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

順 序 ・ 質 問 者 / 質 問 事 項 ・ 要 旨	
7. はぎの 英 輔	
1	防犯対策について
2	高齢者施策について
3	資源循環について
	(1) 園芸用土の回収と再利用について
	(2) 廃食用油の回収と再利用について
	(3) 小型式充電電池の回収について
4	環境活動について
	(1) スポGOMI大会の開催について
	(2) ごみ拾いウォーキングの開催について
	(3) 健康ポイントアプリとの連携について
5	新庁舎について
8. 鳥 居 あかね	
1	飼い主のいない猫（野良猫）対策について
	(1) 地域猫の不妊去勢手術補助金交付制度について
	(2) 地域猫の不妊去勢手術補助金件数の推移と今後について
2	市営自転車駐車場について
	(1) 国分寺駅北口地下自転車駐車場の利用状況と活用について
	(2) 国分寺駅北口自転車駐車場の利用状況と活用について
3	黒鐘公園の整備について
	(1) スケジュールと安全対策について
	(2) インクルーシブな視点での池の整備について
4	認可保育所の待機児童について
	(1) 保育所の入所状況と今後について

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

順 序 ・ 質 問 者 / 質 問 事 項 ・ 要 旨
13. 松 岡 ま り
1 プラスチック削減に向けた取組
(1) ごみ組成分析調査の結果と収集量の推移
(2) 資源プラスチック指定収集袋有料化の効果
(3) 学校での取組
2 子どもたちを取り巻く環境
(1) 香害・化学物質過敏症への取組
(2) 電磁波過敏症への取組
(3) GIGAスクール構想による効果とデメリット
3 不登校児童・生徒への支援「トライルーム」
(1) 児童・生徒の様子と令和7年度の取組
(2) バーチャル・トライルームについて
4 妊娠期からの切れ目のない支援
(1) 新生児訪問
(2) 産婦・育児相談
14. 星 いづろう
1 ぶんバスについて
(1) 北町ルートは府中街道の東戸倉エリアに新たなバス停の設置を
(2) 日吉町ルートは「国分寺市役所」を起点とすべき
2 障がいのある子どもたちの移動に関するサポートの拡充に向けて
(1) 国分寺市ファミリー・サポート・センターについて
(2) 移動支援事業について
(3) スクールバスの利用について
(4) 移動支援者の拡大に向けて
3 特別支援学級について
(1) 介助員などの人材確保と配置について

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第2回定例会 一般質問 通告一覧

順 序 ・ 質 問 者 ／ 質 問 事 項 ・ 要 旨	
17.	寺 嶋 たけし
1	闇バイトに代表される近年の新たな犯罪への対策について
2	国分寺市のごみ処理に関する現状と今後について
3	デジタル技術活用及びDX推進の状況に関して
4	リスキリングをはじめとした市民の労働支援に関して
5	猿をはじめとした害獣に関して
6	シティプロモーションサイトに関して
18.	木 村 徳
1	市財政について
	(1) 当年度予算と財政フレームについて
	(2) 経常収支比率とスクラップ・アンド・ビルドについて
2	ゼロカーボンシティに向けて
3	物価高騰対策について
4	アピアランスケアと内部障害について
5	まちの魅力発信について

国分寺市旧庁舎用地複合公共施設における
公民館の運営のあり方について
(答 申)

第5期国分寺市公民館運営審議会

令和7年6月

はじめに

国分寺市では、国分寺市旧庁舎用地利活用事業を推進しており、新たに建設される複合公共施設（以下「新施設」という。）に市立恋ヶ窪公民館が移転することになっている。そこで、恋ヶ窪公民館の50年の歴史と複合施設での新しい活動を適切に結びつけ、公民館の発展につなげることが重要である。

このような背景から、公民館運営審議会は、「国分寺市旧庁舎用地複合公共施設における公民館の運営のあり方」という諮問を受けた。具体的なテーマは、(1)これからも地域に根ざす公民館としての役割について、(2)複合施設内の他の施設と連携した事業展開について、の二つである。

諮問に先立ち、当審議会では恋ヶ窪公民館の効果的な移転の条件について精力的に議論を重ね、公共施設マネジメント課及び教育長との意見交換と意見書の提出など、関係方面への働きかけも継続的に行った。複合施設内で直営部分を確保した杉並区社会教育センター、地域コミュニティの拠点として機能している沖縄県那覇市立繁多川公民館などの事例研究も実施してきた。

当審議会は、以上の経験に基づき本答申を作成した。公民館が今後さまざまな施設形態のもとに設置される可能性があることに鑑み、本答申によって公民館独自の特長と公教育全体や地域づくりにおける役割を明確にし、今後の公民館の発展と地域への貢献に向けた視点を提供したつもりである。

本答申が、新施設での公民館運営とともに新施設の整備と運用にも活用され、今後における公共施設の複合化等の参考になることを願ってやまない。

令和7（2025）年6月

第5期国分寺市公民館運営審議会

委員長 田中 雅文

目 次

はじめに

I 国分寺市旧庁舎用地利活用基本計画の概要

- 1 基本計画の目的とコンセプト 3
- 2 新施設の概要と考え方 4
- 3 新施設に関する意見の提出 4

II 公民館とはどのようなものなのか

- 1 法制度からみた公民館の必要条件 5
- 2 新施設で担保されるべき条件 6

III これからも地域に根ざす公民館としての役割について

- 1 地域の学習拠点としての恋ヶ窪公民館 8
- 2 国分寺市の公民館と地域との関わり
—恋ヶ窪公民館を中心として— 14
- 3 地域に対する公民館の役割—提言— 16

IV 新施設内の他の施設と連携した事業展開について

- 1 公民館と他施設の特徴 22
- 2 他施設と連携した事業展開の方向—提言— 23

V 終わりに 26

資料編

- 資料1 諮問 30
- 資料2 国分寺市現庁舎用地利活用基本計画（複合公共施設）
に関する意見 31
- 資料3 第5期国分寺市公民館運営審議会委員名簿 34

I 国分寺市旧庁舎用地利活用基本計画の概要

1 基本計画の目的とコンセプト

(1) 基本計画策定の目的と期待される効果

国分寺市の旧庁舎用地の利活用事業（以下「本事業」という。）は、国分寺市役所移転後の跡地の活用による、公共施設の再配置と恋ヶ窪駅周辺のにぎわいの維持・向上を目的としている。本事業は、複合公共施設（以下「新施設」という。）整備事業と民間活用事業から構成される。これらは一体的に用地利活用の目的を達成するものであり、そこに期待される効果として、①多世代の市民の交流拠点の創出、②人の流れの維持・向上、③「地域振興拠点」としての機能強化の機会創出が掲げられている。

(2) 本事業のコンセプト

本事業のコンセプトは『恋する。ひとに、まちに、恋ヶ窪に。』である。これは、恋ヶ窪という地名にちなんで「恋」をキーワードとし、新たな交流や人流を誘発し、市民生活の質を高め、地域の魅力向上を図ることを表現している。そして、恋ヶ窪のローマ字表記を用いて、

- ・ K O （みんなが“恋”し 愛着を育む場所）
- ・ I （居心地の良い 安心できる“居”場所）
- ・ G A K U （“楽”しい場所 “学”べる場所）
- ・ B O （“暮”らしを彩る場所）

というイメージを打ち出している。

以上の目的、期待される効果、コンセプトを公民館の視点から表現すると、本事業は多様な人々が集って交流し、楽しく学びあって地域の魅力をみんなで向上させていくことができるような拠点をつくっていくことに力点が置かれているといえるだろう。

2 新施設の概要と考え方

新たに整備される新施設の概要は、次のとおりである。施設の総面積は約5,000㎡で、地下階から地上3階までの構成となっている。ここに入る既存施設は、恋ヶ窪公民館のほか、恋ヶ窪図書館、福祉センター、生きがいセンターとくら、市民本多武道館である。新たに弓道場（現在、大学から借用しているものを新設）、市民サービスコーナーも導入される。各階の主な機能は、地下階が武道場・更衣室、1階が図書館・フリースペース・市民サービスコーナー、2階が多目的室（公民館、福祉センター）、3階が弓道場・屋上ひろばとなっている。

施設計画の考え方として「集約対象となる福祉センター、恋ヶ窪公民館、市民本多武道館は、現在と同様の利用が確保できるよう、新施設の諸室・機能を計画」するということが打ち出されている。そのため、恋ヶ窪公民館については、子どもたちの公民館活動、中庭が有する多様な役割、職員と市民・利用者の密なコミュニケーションなど、現在すでに実現している多様な利用が新施設においても実現される必要がある。

3 新施設に関する意見の提出

以上のような新施設に関し、公民館運営審議会では公共施設マネジメント課からのヒアリングに応じるほか、数回にわたり同課との意見交換を行うとともに、教育長に対する意見書「国分寺市現庁舎用地利活用基本計画（複合公共施設）に関する意見」（令和6年2月26日提出。巻末資料31ページ）を提出して教育長との意見交換も行った。

Ⅱ 公民館とはどのようなものなのか

1 法制度からみた公民館の必要条件

公民館は、昭和21（1946）年以降、戦後の荒廃した社会を復興し、新しい憲法のもとで民主主義の担い手を育成する施設として設置が進められた。公民とは民主主義の担い手のことであり、公民館の名前はそこに由来する。

戦後、普通選挙の導入など「政治の民主化」が進んだにもかかわらず、多くの地域には、さまざまな差別や封建的な因習などが根強く残っていた。それらを改善し、真に民主的な社会を創るためには、地域の大人たちが集まり、どのような人でも差別や排除をせずに、互いに他を尊重しつつ意見を交換し、皆が納得する形で合理的な意思決定を行うことが極めて重要である。その意味で、公民館はいわば「社会の民主化」を目的とする施設である。

公民館の機能は、主として3つある（文科省資料より）。一つ目は「集う」ための施設である。出身地がどこであろうと、職業が何であろうと、お金があろうとなかろうと、性別が何であろうと、どのような身分・立場の人であっても、地域の人たちが公民館に集まり、対等な立場で世間話をしたり、情報を提供し合ったり、議論したりすることが、日々の暮らしを豊かにしていく上で何よりも重要である。

二つ目は、「学ぶ」ための施設である。ここでいう「学ぶ」とは、学校の勉強のようにアカデミックな知見を身につけることだけにとどまらず、皆と出会い話し合う中で、生活の中でのさまざまな課題に気づいたり、共有したり、あるいはその解決に向けて実践したり、さらには友人と一緒にモノを創ったりすることなどがあげられる。

三つ目は、「つながる」ための施設である。豊かな地域社会を創るためには、行政機関や地域団体に加えてボランティア団体やNPOなど民間非営利組織が相互につながり、互いに他を支え合う（協働する）ことで地域全体の

ガバナンス機能を向上させることが重要である。公民館は、そのための最も身近な施設である。

戦後80年が過ぎ、「社会の民主化」は着実に進展してきているが、その一方で、人々の孤独・孤立は深まり、経済的に困難な状態に陥ったり社会的に排除されたりしている人たちも少なくない。さらには詐欺や誹謗中傷の問題など情報の受発信をめぐるトラブルは後を絶たない。安全・安心で豊かな地域社会を創っていくためには、人々が集い、仲間をつくり、学び合う関係を広げていくとともに、関係する機関・団体による協働を基軸とした地域ガバナンスがどうしても必要である。その意味で、公民館は、現代においてこそ最も必要な公共施設なのである。

2 新施設で担保されるべき条件

—ロビー的な空間、サポート会議・地域会議、公民館の範囲の明示—

上記で述べた機能を実現するために、公民館は、①さまざまな主催事業の提供、②自主学習グループや地域の諸機関・団体に対する部屋の貸与、③職員と利用者・市民及び地域機関・団体との交流・協働の促進といった取組を行っている。そして、これらは相互に関係している。例えば、①の修了者が自主学習グループを結成して②を利用する、③の取組から①が生まれたり②が活発になったりする、などである。

とりわけ、職員と利用者・市民及び地域機関・団体との交流・協働の促進（③）（以下「第3の取組」という。）は、主催事業（①）や部屋の貸与（②）の充実にとって不可欠であり、1で述べた学び合いや地域ガバナンスの向上を促進するための重要な要因ともいえる。では、この第3の取組が充実するためには、どのような条件が担保される必要があるだろうか。

第1に、職員と利用者・市民及び地域団体・機関とがいつでも自由に交流

し、恋ヶ窪地域における学びと地域づくりについてのアイデアを出し合えるようなロビー的な空間がなければならない。しかも、ふらりと来館して出合えるためには、1階に設置する必要がある。

第2に、そのようにして生まれたアイデア等を具体的な学習事業や地域づくりへの展開につなげるためには、サポート会議のような協議体が必須である。しかも、多様な関係者が参加するには、後述する地域会議のような人数制限のない開放的な意見交換の仕組みも重要である。

第3に、公民館の範囲の明示である。新施設の公民館で第3の取組を支える中核となるのは、従来からの恋ヶ窪公民館の利用者である。利用者が新施設における公民館を私たちの施設だと思えること、つまり「この部分が公民館だ」とフロアマップ等で明示することが重要である。それは利己主義や利用者の閉鎖性を助長するのではなく、利用者の社会教育実践者としてのアイデンティティと地域に対する責任感を助長して、新施設に期待される「多様な人々が集って交流し、楽しく学びあって地域の魅力をみんなで向上させていくことができるような拠点」を形成する主体としての意識の醸成に寄与するのである。そのことが、より多くの利用者のつながりへと波及効果をもたらしていくであろう。

以上のように、公民館に期待される機能が発揮されるためには、ハードな条件としてのロビー的な空間及び公民館の範囲の明示、ソフトな条件としてのサポート会議及び地域会議の設置が不可欠である。

このような必要条件是、今回複合化の対象となっている恋ヶ窪公民館においても同様である。そこで、恋ヶ窪公民館がⅠで述べた複合施設としての新施設に入るにあたり、地域に根ざす公民館としてどのような役割を果たし

(Ⅲ)、複合施設に入る他の施設とどのような連携を進めていけばよいのか

(Ⅳ) について、公民館及び他施設の現状をふまえて検討し提言する。

Ⅲ これからも地域に根ざす公民館としての役割について

ここでは、現在の恋ヶ窪公民館を中心に市内の公民館が地域の中で果たしている役割を確認し、それをさらに発展させるための課題を検討のうえ新施設の公民館が地域に対して果たすべき役割を提言する。

1 地域の学習拠点としての恋ヶ窪公民館

(1) 恋ヶ窪公民館の立地環境と特異性

①建屋の2階にある施設

恋ヶ窪公民館は第九小学校の敷地内に建設された建物の中にあり、1階は図書館、2階が公民館である。5館の中で唯一エレベーターが設置されておらず、すべての利用者が階段を上って行かなければならない。過去にエレベーター設置を請願した経緯があるが、実現に至らなかった。令和5（2023）年に車いす用階段昇降車が設置されたが、天候によっては使えないこともある。階段には毎年「階段アート講座」に参加した子どもたちの手によって作成された階段アートが貼り付けられ、利用者の心を和ませている。



②児童館がない地域の公民館—大人と共に学び育つ子どもたち—

恋ヶ窪公民館に隣接する第九小学校の学区には、国分寺市として唯一児童館がない。そのため、同校の放課後や休日などに、児童・生徒の居場所として恋ヶ窪公民館は大事な役割を果たしてきた。さらに、中庭に向かって設置されたテーブルは子どもたちが自由に過ごす場にもなっている。夏休みに「夏季自習室」として開放する講座室で子どもたちは友達と学び合い、隣室

で大人が学んでいる姿を目の当たりにし、大人も学校の外で学ぶのだ、公民館はそういう場であるのだという認識が育っている。公民館職員、管理人が見守る中で、子どもたちは安心してのびのびと過ごすことができている。子どもたちも大切な公民館利用者なのである。

③活動を活発にする中庭の役割



恋ヶ窪公民館の狭い敷地面積の中に明るい日光が差し込む中庭があることで、開放感を醸し出している。廊下に囲まれた中庭は子どもたちの人気の場所である。「恋ヶ窪公民館祭」「こいがくぼ国際教室」「中庭キッズ水遊び」（特色ある公民館事業参照）「寄せ植え教室（親子で）」の場として大いに活用され、中庭があることによって事業の幅も広がっている。

(2) 利用者団体

令和5（2023）年度、恋ヶ窪公民館を利用した団体は、205団体であった。以下に一部を例示する。

「特定非営利活動法人 国分寺市にふるさとをつくる会」「森の自然塾」
「防災推進の街づくり仲間の会」「多摩に歩く会」「美しい用水の会」「ギターロマンセス」「恋ヶ窪ストリングス」「桐花」「コーラスポシエット」「写真友会・四季」「恋ヶ窪ステンドグラス」「国分寺絵手紙の会 遊」「書道愛好会」「書を楽しむ会」「長野県人会 コールりんどう」「オカリナ教室 やまびこ」「朗読の会・野火」「ペット防災会☆国分寺」「古楽コンサート」「保育室グループ『つむぎ』『ココロリフレ』『ミモザ』『なちゅべび』」「国分寺市消費者団体連絡会」「新日本婦人の会 国分寺支部」「国分寺市の公共施設をデザインする会」「市恋ヶ窪公民館利用者連絡会」「こくぶんじジュニ

ア茶会 6 教室運営会」「音訳グループやまばと」「赤米セミナー」「国分寺
難病の会」

(3) 利用者団体の活動状況

① ボランティア団体の例

「特定非営利活動法人国分寺市にふるさとをつくる会」は、恋ヶ窪公民館で運営委員会等の会議を毎月行い、地域に出て主に子どもたち対象の環境教育を実施している。また、東京都環境局主催のイベント『里山へGO!』を「特定非営利活動法人国分寺姿見の池緑の会」と協力して行い、子どもから大人までを対象とする環境教育を毎年実施している。

② シルバー人材センターから発足したグループ

「書道愛好会」は、毎年開催される国分寺市文化祭へ出展することを目標に、毎月2回恋ヶ窪公民館で練習をしている。講座室でゆったりと練習し、互いの書を鑑賞しながら楽しく書を学んでいる。

③ 公民館に集い、地域のイベントなどで発表することを楽しみにしているグループ

「コーラスポシエット」はピアノのある会議室で活動している。頭と健康に欠かせない大切な活動の場として、熱を入れながらも和気あいあいと練習の時間を楽しんでいる。「桐花」は琴演奏のグループで、1.8mを越える大きな琴は持ち運びが大変なので、公民館が保管場所を提供している。ギター演奏グループ「ギターロマンセス」「恋ヶ窪ストリングス」も公民館で練習を楽しみ、他での演奏会に出演することを目標に活動している。

④ 恋ヶ窪公民館運営サポート会議と恋ヶ窪公民館との共催から生まれたグループ

共催事業「公共施設をデザインする～公民館・図書館から考える公共空間～」が開催された後、講座の参加者が「国分寺市の公共施設をデザインする

会」を立ち上げた。恋ヶ窪公民館が旧庁舎跡地に建設される新施設に移転後も、社会教育施設として発展する施設となるように、学習・情報交換等多面的に活動をしている。

⑤公民館事業、利用者団体から生まれた自主グループ活動

恋ヶ窪公民館事業「幼い子のいる親のための教室」に参加した人たちが、自主グループを立ち上げて活動している。その中の一つ『つむぎ』は、令和5（2023）年に発足・活動開始し、情報交換や子育ての学びを実施した。令和6（2024）年度は



「キッズコーチング」講座を公民館と共催で行った。

(4) 公民館祭

これまでに行われた恋ヶ窪公民館祭は、公民館祭実行委員会、恋ヶ窪図書館と恋ヶ窪公民館の共催であった。令和6（2024）年度は、利用者団体の参加のほかに、以下の団体等が参加した。

「ジュニアリーダー」「Ann Bee ダンス部」「3 R 3 地域会（廃棄物減量等推進委員会）」「第九小学校コミュニティ・スクール協議会」「こくぶんじ吹奏楽プロジェクト」「ライフコミット」「ココロリフレ（保育室活動を卒業したママグループ）」「戸倉キッズ（ダンス）」

さらに、近隣の小・中学校との連携・ボランティア協力が公民館祭を成功に導いた。第一中学校は、受付・司会・館内誘導などのボランティアを募り、当日は多くの生徒が活躍した。美術部はポスターイラストを作成、吹奏楽部は演奏発表、ハンドメイド部は手作りの魚で「魚釣りゲームコーナー」を出店。第九小学校からは、発表会場として体育館の提供を受け、ジュニア

バンドが演奏を発表した。また、「青少年育成中央地区委員会」には出店、「恋ヶ窪商店会」には令和5年度は商店街の街灯に、令和6年度は各商店に公民館祭のポスターを掲示するなどの協力を得た。「東京経済大学ボランティアサークルClover」からは、出店、会場設営・片付け・誘導などの協力参加を得た。

(5) 特色ある公民館事業

恋ヶ窪公民館の特色ある事業として、以下の事例がある。

① 「中庭キッズ水遊び（水とともだち）」

7月～8月週1～2回、計8回（令和6年度）中庭にビニールプールを設置して乳幼児のための水遊び場を開放している。近隣に乳幼児向けの水遊び場が少ないことから、夏の午前中は利用が少ない中庭を活用し、子育て世代の公民館利用促進を図るために実施している。

② 「ジュニアサロン公民館学習室・こいがくぼ国際教室」

平成31（2019）年2月と3月に試行し、その後すぐ本格実施した。国分寺市国際協会の協力を得、外国にルーツをもつ小・中学生に月2～3回土曜日の午後2時～4時に教室を開設している。日本語の勉強、学校の宿題や勉強したいことをボランティアが手伝っている。



③ 「16ミリフィルム上映会」

恋ヶ窪公民館には16ミリフィルム映写機があるので、公民館内の講座上映会はもちろん、内藤地域センターへも出張し、上映会を開催している。幼児から高齢者まで毎回参加者が多数で、人気あるイベントになっている。

また、第九小学校コミュニティ・スクール協議会主催イベント「夏のわく

わく学校」、第五小学校主催サマースクールにも恋ヶ窪公民館が協力し上映会を開催している。

④「くぬぎ教室」

昭和51（1976）年から行われている、18歳以上の知的障害がある方のための教室である。公募による地域のボランティアスタッフと共に、さまざまな人との出会いや仲間との活動を通して、互いに成長し学び合う場で、本多、恋ヶ窪、並木の3館で行っている。恋ヶ窪公民館では、中庭での活動が好評である。第九小の体育館を借用し、運動会や音楽の鑑賞・体験イベントなどを実施することもある。

(6) 公民館運営サポート会議

第5期の構成員は10人である。内訳は、公民館の利用者3人、地域団体の代表者4人（内藤・日吉地域連合防災会、社会福祉法人ななえの里就労支援B型ともしび工房、第九小学校PTA、第五小学校PTA）、学校教育の関係者1人（第九小学校校長）、社会教育の関係者2人（恋ヶ窪図書館長、東京都立大学教授）。恋ヶ窪公民館では、公民館運営サポート会議との共催事業を毎年展開している。例えば、「恋ヶ窪は一とかふえ」「公共施設をデザインする」「子育て、親育ち、つながりづくり」「お笑い芸人に学ぶ話し方、諦めない生き方」「公民館の『これまで』と『これから』」「ダジック・アース」など、第五小学校、第九小学校、第九小学校PTAとも共催するなど、その時の地域・住民のニーズに応える企画を行ってきている。



(7) 恋ヶ窪公民館の課題

以上、地域の学習拠点として恋ヶ窪公民館が果たしてきた役割を整理し

た。同公民館が新施設に入るにあたり、下記の点が課題としてあげられる。

第1に、住民参画による運営体制の拡充である。現状では運営サポート会議が恋ヶ窪公民館の事業・運営展開を全面的にサポートしてはいるが、戸倉、東恋ヶ窪、西恋ヶ窪、内藤、日吉の地域を網羅した代表を構成員としていないわけではない。公民館祭には、各地域の団体の協力を得ているが、さらに多くの地域の人々とのつながりを持ち、地域のまちづくり・人との共生の拠点として恋ヶ窪公民館の存在を確立し、地域に貢献していくには、サポート会議の構成員を検討するか、地域会議を新たに立ち上げる必要がある。

第2に、自治意識の向上に対する貢献である。令和7（2025）年1月、市役所が西国分寺駅の東側に位置する泉町二丁目の新庁舎に移転し、旧市庁舎の解体が始まった。旧市庁舎跡地に建設される新施設が開設するまでの数年間に、恋ヶ窪商店街を中心とした地域が衰退してしまうのではないかと、地域住民、商店、各施設の利用者は危機感を持っている。何を望み、どのように暮らしているのかを語り、聞きあい、交流する場をつくり、地域住民の自治意識をさらに高めるための社会教育を保障していくことが、今こそ恋ヶ窪公民館の大事な役割になるのではないか。

2 国分寺市の公民館と地域との関わりー恋ヶ窪公民館を中心としてー

前節では、地域の学習拠点としての恋ヶ窪公民館の特徴を記述した。市内には恋ヶ窪公民館以外にも4つの公民館がそれぞれ地域との関わりの中で事業を展開している。そのため、ここでは恋ヶ窪公民館を中心としながら、国分寺市の公民館と地域との関わりを総合的に整理する。

(1) 地域のつながりの醸成

住民参画の中心的な仕組である公民館運営サポート会議は、地域機関・団体がつながる場となっており、市内の全公民館に設置されている。本多公民

館、もとまち公民館及び並木公民館には、さらに多様な団体・機関の関係者が連携する地域会議という仕組みがある。全公民館が実施している公民館祭は、地域のさまざまな機関・団体の結集が実を結ぶ大がかりなイベントである。このように、公民館は地域のつながりを醸成する多くの仕組みを備えている。

(2) 学びを通じた地域づくり

国分寺市の公民館主催事業は、10の体系から構成されている（①自然・環境、②人権・平和、③福祉・健康、④国際化・多文化共生、⑤安全・安心、⑥子育て・教育、⑦自立・協働・交流、⑧大人の学び、⑨子どもの育ち、⑩連携）。これらはいずれも地域づくりに直結するテーマである。自主学習グループも、公民館ごとに地域課題の学習に取り組む団体が活動している。前述の恋ヶ窪公民館から例示すれば、環境教育、防災推進、公共施設問題、赤米、難病などである。公民館は地域づくりを促進する学びの拠点である。

(3) 子どもの居場所と生活の場

恋ヶ窪公民館は市内唯一の児童館がない学区にあるため、放課後や休日には子どもたちの居場所や生活の場になっている。とりわけ中庭は子どもたちが自由に過ごしたり、子ども向け事業を行ったりする場として不可欠である。子どもたちも大切な公民館利用者であり、職員が見守る中で安心してのびのびと過ごしている。他の公民館でも子ども向けの事業・施設は充実しており、並木公民館の子ども農業体験講座、もとまち公民館の夏休みや春休みに学生と交流する事業、光公民館の防音スタジオやP I K A ☆ R O C Kなどがある。

(4) 可能性を広げる中庭の活用

恋ヶ窪公民館の中庭は、子どもたちの居場所や事業の場だけではなく、公民館祭を含めさまざまな主催事業や利用者の交流の場として機能している。

他館をみても、本多公民館の中庭、並木公民館のロビーなど、市民同士及び市民・職員間の交流の場があることにより、事業や地域づくりのアイデアが生まれやすい環境となっている。前述の職員と利用者・市民及び地域機関・団体との交流・協働の促進の場として、公民館にはこのような中庭やロビーが必要である。



3 地域に対する公民館の役割—提言—

これまでの公民館と地域との関係について、恋ヶ窪公民館を中心にその特長をまとめると前述の2(1)～(4)のとおりであった。これらをふまえ、新施設の公民館が地域に対して果たすべき役割を下記のとおり提言する。

(1) 新しいコミュニティの形成

恋ヶ窪公民館の運営サポート会議は、移転に伴って新しい地域の関係に基づいたメンバー構成を検討する必要がある。さらに、地域会議も創設し、地域の多様な機関・団体の関係者のつながりを醸成することが肝要である。これらの組織は、図書館、福祉センター、第五小学校、第九小学校、第一中学校、自治会、商店会、PTA、青少年育成中央地区委員会など地域の諸団体、社会教育関係者など、多様な立場の機関・団体・人材から構成される必要がある。このようにして、運営サポート会議を中心に据えながら、地域会議の構成員も含め、地域の主要な機関・団体のネットワークができあがる。

一方、公民館祭のような地域の住民や機関・団体の連携による総合的なイベントを定期的に行い、それを通して地域のつながりを豊かにしていくことも不可欠の課題である。さらには、第九小学校コミュニティ・スクール協

議会との連携により、学校と一緒に地域の子どもたちの成長を支援する役割を担うことは重要である。

以上のような取組によって、恋ヶ窪公民館を結節点とする新しい地域コミュニティを形成し、ソフトな基盤として地域づくりに活かしていくことが期待される。

(2) 地域づくりの推進

既述のとおり、他の国分寺市の公民館と同様、恋ヶ窪公民館の主催事業は地域づくりに直結する10の体系から構成されており、地域課題の学習に取り組む自主的な団体の活動も活発である。新施設においても、これらがさらに拡充し、学びを通した地域づくりの活動が活発化するように促す必要がある。移転後はとくに次のような視点が重要と考えられる。



第1に、市役所の移転に伴って影響を受けている恋ヶ窪地区の賑わいの回復・創出に資することである。市役所通り沿道には恋ヶ窪商店会の店舗が並んでいるが、市役所の移転による打撃は大きい。さまざまな事業の実施によって利用者を増やし、人の賑わいによって恋ヶ窪地区の発展に資することは、地域づくりの観点から特に重要である。

第2に、地域文化を学び、継承するとともに新たな創造にもつなげることである。つまり、「国分寺」ならではの歴史・文化・伝統芸能活動の支援、詩吟、邦楽、古典芸能等々のイベントの開催により、若い世代に古典芸能を継承し、さらには新しい社会の潮流を取り込んだ地域文化の再創造に取り組むことが求められる。第五小学校、第九小学校、第一中学校の「国分寺学」に

社会教育の立場から協力することも、地域文化の継承と再創造に資する取組といえる。

第3に、防犯・防災、多文化共生、多世代交流、貧困、フードロス、生物多様性など、SDGsにつながるさまざまな課題のうち、恋ヶ窪地域の課題と関係の深い内容を地域全体で学ぶことが望まれる。

第4に、高齢者の活躍の場を多様に生み出すことである。単に公民館の利用者としてサービス対象に位置付けるのではなく、講座等の企画スタッフ、子どもたちの支援者など、豊富な人生経験を活かして、受動的ではなく能動的に公民館を楽しめるような場を提供することが求められる。このような能動的な活動を後押しできるような学びの場を整備する必要もある。

(3) 子どもの成長の後押し

公民館は、子どもたちにとって地域住民や職員とつながる場としての《縦の糸》であるとともに、子どもたち同士がつながる場としての《横の糸》でもある。一方、公民館は子どもの成長からみて三つの機能を有している。

第1は、おしゃべりや遊びに興じる等、児童館としての機能である。第2は、自習室やタブレット用ルーターの貸出、外国にルーツをもつ子への日本語講座をはじめとするハンディをもつ子どもへの支援など、学びの場を提供する機能である。そして第3の機能は、公民館まつり等で子どもたちによる音楽や図画工作、書写作品等の発表の場を提供することにより、子どもたちが学びと表現することへの意欲を高めるとともに、地域住民と交流する機会を創出する機能である。

三つの機能と縦横の糸は、前者が後者を豊かにするとともに後者が前者を豊かにするという関係もあり、両者は相乗効果のもとに充実していく。その過程を経て、《縦の糸》と《横の糸》が織りなす温かな布が子どもたちを優しく包んでいくのである。既述のとおり、そこに果たす中庭の役割は大きい。

現恋ヶ窪公民館の中庭に相当する新施設のフリースペースが子どもたちのために有効に活用され、多様な事業とともに子どもたちの居場所と生活の場、ひいては成長の場として有効に活用されることを期待する。

ただし、一点だけ注意すべきことがある。中庭は公民館職員から目が届き、子どもたちの安全が守られた状態で過ごすことができていた。新施設のフリースペースはそれが前提となっていないため、公民館職員が2階や3階を適宜見守るような体制をつくる必要がある。職員の適切な労働条件のもとで可能な運用方法を検討しなければならない。

(4) 基礎条件としてのロビー空間、範囲の明示、専門職員

運営サポート会議や地域会議で効果的な意見交換・意思決定がなされたり、公民館祭のような総合的なイベントを成功に導いたりするためには、公民館職員と利用者・市民及び地域機関・団体とが、日頃からコミュニケーションを重ね、自由に交流してアイデアを出し合える関係にあることが不可欠である。また、学びを通じた地域づくりや子どもの成長を支援するための活動が公民館を拠点として効果的に実践されるためにも、同様の関係が必要である。

そのためには、Ⅱの2で述べたように、多様な人々が自由に集い、会話を楽しみ、意見交換できるようなロビー的な空間が1階のフリースペースに設置される必要がある。こうしたハードな条件が整ってこそ、市民同士及び市民・職員間のコミュニケーションが豊かになり、地域における公民館の機能が最大限に発揮される可能性が高まる。ひいては、公民館が地域ガバナンスの向上を促すことにもつながるのである。

なお、このようなロビー的な空間でコミュニケーションが活発になるには、市政や市民の活動に関する情報が充実していることが好ましい。例えば、国分寺市の多様な政策・事業に関する冊子やパンフレット、あるいは多

様な学習講座のチラシ類などの配置、市民活動団体が発行する冊子やチラシ、学習活動から生まれた作品の展示などである。これらは、2～3階のフリースペースにも可能なかぎり配置・展示されることが好ましい。市政や市民活動の「見える化」は、豊かな市民社会をつくっていくうえで不可欠の条件である。

一方、公民館の範囲の明示も重要である。Ⅱの2の第3の条件で述べたとおり、そのことが従来からの恋ヶ窪公民館の利用者における社会教育実践者としてのアイデンティティと地域に対する責任感を強め、地域に対する新施設の貢献を促進するとともに、より多くの利用者のつながりへと波及効果をもたらしていくであろう。

最後に専門職員の重要性を指摘しなければならない。恋ヶ窪公民館には、社会教育主事の資格を有する専門職員が配置されている。専門職員は、ロビー的な空間や運営サポート会議、地域会議などで市民や地域機関・団体とコミュニケーションすることにより、新しい事業企画や学習支援の方策を考える。上記の市政や市民活動に関する冊子やチラシの配置についても、専門職員が効果的な配置を考える。まさに、公民館事業の質は、専門職員の力量が最大限に発揮される環境整備にかかっているといっても過言ではない。

(5) 新施設敷地内の植栽について

新施設内の植栽については、建物と同様に新施設の価値を示す大切な要素となる。計画にあたっては、安易に外来のものや在来種であっても国分寺市内に生育の確認されていない他地方を生育域とするものなどは避け、国分寺市内で自生生育するものやかつて生育が確認されているものに限るべきである。以下に一例を示す。

①段丘崖や周辺の丘陵斜面などに生育する自然林の構成種
高木～亜高木：ケヤキ（落広：市の木）、シラカシ（常広）、ムクノキ（落広）、エノキ（落広） ／亜高木～低木：ヒサカキ（常広）、モチノキ（常広）、ヤブツバキ（常広）、シロダモ（常広） ／低木：アオキ（常広）
②平地に残る二次林―武蔵野の雑木林―の構成種
高木：コナラ（落広）、クヌギ（落広）、ヤマザクラ（落広）、イヌシデ（落広）、ウワミズザクラ（落広）、クリ（落広） ／亜高木～低木：エゴノキ（落広）、ガマズミ（落広）、カマツカ（落広）、スイカズラ（落広）、マユミ（落広）、サワフタギ（落広）

落広：落葉広葉樹 常広：常葉広葉樹

（参考文献）

奥富 清・奥田重俊・辻 誠治・星野義延 1987：東京都の植生．「東京都植生調査報告書」（植生調査研究会編）．23-249など

以上に列挙した郷土に生育する樹木で新施設の植栽を構成することで、市内の小中学校で取組が始まった国分寺学の一助にもなり得る。そして、この植栽の考え方は、敷地内のどこかに掲示すべきである。

苗木の入手先は市内か周辺地域で発芽成長したものに限るべきで、他の地方、地域で育てられたものは避けるべきである。苗木の入手が困難なものについては、初めから成木の植栽にこだわる必要はなく、幼木の植栽から生育を見守ることも児童、生徒たちへの教育効果が高い。施設の竣工まで時間があるので、市内の林から実生木を採取し、育苗により苗木とすることも考えてよい。

この考え方は、『国分寺市旧庁舎用地利活用事業要求水準書』（国分寺市、令和7年4月1日）21ページにある外構計画の考え方（『第三次国分寺市環境基本計画』に基づき外構計画を作成することとし、エコロジカル・ネットワークの形成など、生物多様性へ配慮した緑化等を推進すること）の趣旨に合致するものである。本事業の民間施設にも一貫したものにしたい。

Ⅳ 新施設内の他の施設と連携した事業展開について

ここでは、新施設に入る公民館と他施設の特徴をそれぞれ抽出し、それらの効果が高まるための連携事業のあり方を検討のうえ提言する。

1 公民館と他施設の特徴

(1) 公民館の特徴

他の施設との連携を考えるためには、まず公民館と他施設の特徴をそれぞれ確認する必要がある。

公民館は、住民の学習活動の支援を通して、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育の施設である。地域の各層と多様なつながりを有しており、主催事業と団体支援を通じた地域づくりの学習が大切にされ、子どもを含む多世代が利用・交流している。職員と市民のコミュニケーションも豊かで、両者の協働によりさまざまな公民館活動が実践されている。具体的には、Ⅲの1で記述した恋ヶ窪公民館の実態が典型的な例である。

(2) 他施設の特徴

福祉センターは、地域社会の福祉増進を目的とし、すべての市民に開かれた施設である。独自事業として、「福祉センターまつり」、「とくらカフェ

『ARUKOT』、「みんなの食堂」、子どもたち対象の諸行事（脳トレ、マジック、ハロウィンなど）などが実施されている。

生きがいセンターとくらでは、高齢者を対象として高齢者福祉向上のための生きがい促進、介護予防、交流促進などが行われている。例えば、「地域生きがい交流事業」（各種の講座、発表会・交流会など）、「介護予防事業」（体操）、「敬老月間行事」（作品展示、囲碁大会）、「エンジョイライフスタディ講座」などである。

武道館、弓道場は、それぞれ特定のスポーツ種目のための施設であり、前者は剣道、柔道、空手道といった武道、後者は弓道を行うための専門の施設である。

2 他施設と連携した事業展開の方向―提言―

(1) 連携の仕組みの構築

上記のような特徴を有する施設同士で連携するためには、まず連携のための基礎的な仕組みを構築する必要がある。

第1に、各施設の代表者によって構成される情報交換の場である。施設の運営や事業実施のための基本的な情報共有と連携方針を話し合う。

第2に、各施設の職員の交流会も重要である。日常業務や利用者のことについて、情報共有することによって、相互の連携の可能性なども生まれてくるかもしれない。

第3に、公民館運営サポート会議と地域会議の拡大版である。各施設の利用者や関係する地域機関・団体が一堂に集まり、施設運営や事業の企画・実施に関する情報交換や連携事業のアイデア出しなどを行う。

第4に、各施設で活動する団体同士の情報交換の場である。施設利用に関するさまざまなことを情報共有し、また団体間の連携の可能性などについても話し合いを行う。

以上のように、さまざまなレベルで情報共有や連携の可能性を検討する組織・会議などが設置されることによって、事業における連携の可能性が広がり、実際の連携事業がスムーズに進むことになる。

(2) 連携事業の具体案

上記のような仕組みのもとで、公民館と他施設との連携によって行う事業として下記を提言する。

①Ⅲで提言した事業を拡張するもの

○学校との連携

福祉センターで蓄積されてきた地域福祉に関する情報や知見も「国分寺学」に活かすことが可能であるため、公民館と福祉センター関係者が一体となって学校教育の「国分寺学」に協力することが期待される。

このほか、具体的な事業ではないものの、新施設全体として第九小学校コミュニティ・スクール協議会、第一中学校コミュニティ・スクール協議会と連携する。さらに、これまで第十小学校との関係が深かった福祉センターとの連携により、両施設が一体となった第九小学校、第十小学校との協力関係を構築する。

○恋ヶ窪祭

恋ヶ窪公民館では恋ヶ窪公民館祭、福祉センターでは福祉センターまつりがそれぞれ行われている。このような施設ごとのお祭を合同で行い、新施設全体として「恋ヶ窪祭」のようなイベントを行う。それにより、施設の一体感が生まれるとともに、地域に対して新施設を大々的にアピールすることができる。

○その他の事業

Ⅲで提言した恋ヶ窪地区の賑わいの回復・創出、SDGsにつながる恋ヶ窪地域の課題なども、新施設が一体となって取り組むことで効果が増大するはずである。とくにSDGsについては「持続可能な社会の創り手」としての新施設という位置づけを明確にすることで、施設の公共性レベルを高くすることに取り組む。

②既存事業における連携

○みんなの食堂

福祉センターで実施している「みんなの食堂」等の事業運営に必要なノウ

ハウ等について、公民館で「みんなの食堂運営ボランティア講座」等を実施することで市民が習得し、市民が中心となって運営する食堂にする。

○くぬぎ教室

福祉センターの利用者がそこでの活動でこれまでに得た知識や技能を、恋ヶ窪公民館のくぬぎ教室で講師やボランティアとして活かしてもらう。

○武道場及び弓道場

これらの施設で子ども対象の事業を提供し、公民館が職員やボランティアを派遣してコーディネーター等として協力する。

③新規総合事業

○合同多世代交流事業

各施設に関わる市民を集めて合同で多世代交流事業を行う。レクリエーション、軽スポーツ大会、シンポジウムなど何等かのイベントを行う。

○子どもDAY（館内オリエンテーリング）

毎月「子どもデー」などを設けて、施設全体での取組（例えば館内オリエンテーリングー施設を訪問することでポイントを貯められてそれを館内施設や地域で利用できるーなど）を企画する。

(3) 情報発信での連携

施設ごとに出している広報紙に互いの事業を掲載し、広報の相互協力を行うことが期待される。これにより、施設全体の広報力が向上する可能性がある。また、フリースペースに用意される展示スペースは、施設ごとに展示物を貼るだけでなく、統一テーマのもとに複数施設がそれぞれ展示物を用意することにより、一体感を醸成することができる。

V 終わりに

本答申では、国分寺市旧庁舎用地の複合公共施設（新施設）における公民館運営のあり方を検討し、これからも地域にねざす公民館としての役割、新施設内の他の施設と連携した事業展開という二つの側面から提言を行った。

提言に先立ち、まずⅠ～Ⅱでは、第1に「現在と同様の利用が確保できるような計画」（つまり、子どもたちの公民館活動、中庭の多様な役割、職員と市民・利用者の密なコミュニケーションなどが新施設でも実現すること＝Ⅰ3）、第2に公民館としての基本的な条件を満たすこと（つまり、ハードな条件としてのロビー的な空間及び公民館の範囲の明示、ソフトな条件としてのサポート会議及び地域会議の設置＝Ⅱ2）を大前提の条件として確認した。

次に、これらの前提条件に加え、恋ヶ窪公民館がこれまでに果たしてきた役割（Ⅲ1）をふまえ、次の二つの提言を行った。

(1) これからも地域にねざす公民館としての役割

- ①公民館を結節点とする新しいコミュニティの形成：公民館運営サポート会議、地域会議、公民館祭等の総合的なイベントを充実させること。
- ②地域づくりの推進：恋ヶ窪地区の賑わいの回復・創出、地域文化の継承と再創造、SDGsとつながる地域課題の学習促進、高齢者の活躍の促進。
- ③子どもの成長の後押し：児童館的な場、学びの場、発表及び住民との交流の場という機能と、子どもたちが地域住民・職員とつながる《縦の糸》及び子どもたち同士でつながる《横の糸》という役割との相乗効果の創出。
- ④上記①～③を実現するための基礎条件：市民同士及び市民・職員間のコミュニケーションを豊かにするロビー的空間（1階に設置）、公民館の範囲の明示、専門職員の力量が最大限に発揮される環境整備。

⑤敷地内の適切な植栽：生物多様性の考えに基づく、国分寺市内で自生生育するものやかつて生育が確認されている在来種に限定した植栽。

(2) 新施設内の他の施設と連携した事業展開

①連携の仕組みの構築：各施設代表者の情報交換、各施設の職員の交流、公民館運営サポート会議と地域会議の拡大版、各施設の団体同士の情報交換といった、それぞれのレベルで情報共有や連携を検討する仕組みの整備。

②連携事業の具体案

○Ⅲで提言した事業を拡張するもの：学校との連携（福祉センター関係者と共に「国分寺学」に協力）、恋ヶ窪祭（施設全体のイベント）、その他（Ⅲにおける提言の施設全体での取組）。

○既存事業における連携：みんなの食堂（公民館でボランティア養成講座）、くぬぎ教室（福祉センターの利用者が協力）、武道場及び弓道場（公民館が子ども向け事業やコーディネーター派遣など）。

○新規総合事業：合同多世代交流事業（レクリエーション、シンポジウムなど）、子どもDAY（施設全体で館内オリエンテーリングなど）

③情報発信での連携：広報紙に互いの事業を掲載するなど広報の相互協力、統一テーマによる展示スペースの活用など一体感の醸成。

以上、本答申では、新施設における公民館の役割について、地域や他施設との連携という側面から多様な提言を行った。複合化される他施設との連携により、公民館が地域における学習拠点としての新施設の機能向上に貢献することを期待したい。そして、そのためのハード・ソフト面での大前提の条件はぜひとも満たすよう、重ねて強調して本答申を提出する。

資 料

国教教公発第40号
令和6年5月24日

国分寺市公民館運営審議会
委員長 田中 雅文 様

国分寺市立本多公民館
館長 本多 美子



国分寺市立恋ヶ窪公民館
館長 櫻井 奈穂子



国分寺市立光公民館
館長 保谷 正彦



国分寺市立もとまち公民館
館長 久保 祐司



国分寺市立並木公民館
館長 鎌田 幸子



国分寺市現庁舎用地複合公共施設における公民館の運営のあり方について(諮問)

これまで第1期から第4期までの国分寺市公民館運営審議会より、「地域づくりを目指した公民館のあり方」、「国分寺のまちを学び共に創り出す公民館活動の今後について」、「新型コロナウイルス感染症対策下における公民館の役割」、「ひととひとをつなぐ持続可能な公民館活動について」について答申をいただきました。これらの提言に基づき、公民館は運営・事業を展開しています。

現在、国分寺市役所の移転に伴い建設される国分寺市現庁舎用地複合施設に市立恋ヶ窪公民館も移転することが予定されています。この複合施設は、図書館だけでなく、福祉センター、生きがいセンター、市民サービスコーナー、武道場、弓道場を集約するものとなる予定です。

これまで恋ヶ窪公民館が地域で培ってきた50年の歴史と複合施設での新しい活動を結びつける運営のあり方について下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

国分寺市現庁舎用地複合公共施設における公民館の運営のあり方について
具体的なテーマ

- (1) これからも地域に根差す公民館としての役割について
- (2) 複合施設内の他の施設との連携した事業展開について

2 答申時期 令和7年5月

令和6年2月26日

国分寺市教育長
古屋 真宏 様

国分寺市公民館運営審議会

国分寺市現庁舎用地利活用基本計画（複合公共施設）に関する意見

標記に関し、下記のとおり国分寺市公民館運営審議会の意見を提出します。よろしくご高配のほど、お願い申し上げます。

1. 複合公共施設に期待される役割

新たに設置される複合公共施設には福祉センター、生きがいセンターとくら、恋ヶ窪公民館、恋ヶ窪図書館、市民本多武道館、弓道場等、市民サービスコーナーが配置され、これら諸施設の機能が相乗効果を生むとともに、地元地域の住民、商店会、学校等の地域施設との連携に支えられながら、恋ヶ窪地域、ひいては国分寺市全体のまちづくりに寄与することが期待されます。そのためには、次の三つの側面から複合公共施設が地域の拠点になることが必要と考えます。

①市民自治の拠点として

地域住民のつながりが促進されるとともに、まちづくりへの意識が醸成され、市民自治のネットワークの拠点となること

②参加と協働の拠点として

市民自治の基盤のもと、国分寺市自治基本条例の柱でもある参加と協働が豊かになるために、市民各層と行政・民間機関等が連携・協働するための拠点となること

③学びの拠点として

市民自治及び参加と協働の充実に向けて、必須の条件は市民同士の学びあい、市民と行政職員との学びあいであり、そのための学びの拠点となること

以上の三つの側面から地域の拠点となることにより、複合公共施設はまちづくりに対して大きく貢献できるものと期待されます。

2. 恋ヶ窪公民館が果たしてきた役割

次に、恋ヶ窪公民館は、特色ある主催事業の提供と貸館業務を実施するほか、まちづくりに対して次のような役割を担っています。

①市民が集い、交流すること—コミュニティと市民アイデンティティの形成

恋ヶ窪公民館の利用者は、たんに主催事業に参加し、部屋を借りるのみならず、それらを通して、あるいはそれとは別に恋ヶ窪公民館に集い、そこで交流することによってコミュニティの基盤を形成してきました。市民はたんなる利用者ではなく、市民自治の主体としてのアイデンティティを公民館で育てているのです。

②市民と職員のコミュニケーション

特色ある主催事業は職員と市民との日頃のコミュニケーションから生まれます。また、職員とのコミュニケーションを通して、上記の市民自治意識とともに市政への参加と協働の意識も醸成されます。さらには、職員を通して行政全体への参加と協働のきっかけを得ています。

③公民館活動の成果の発表

市民も職員も、公民館での多様な活動から生まれた成果を公民館の壁面、廊下、階段などあらゆる箇所に展示し、多くの市民への共有に努めています。これがコミュニティ形成の「接着剤」になるとともに、まちづくりに対する発想や地域の一体感を促します。

④地域のネットワークの形成

恋ヶ窪公民館（他館も同様）にはサポート会議があり、地域各層が一堂に集まって協議します。また、サポート会議や職員は地元の学校の PTA、コミュニティ・スクール協議会、商店会ともつながり、日ごろから種々の活動や子どもたちの健全育成のために連携しています。このように、恋ヶ窪公民館は地域の住民・機関ネットワークの拠点になっています。

以上のように、これまで恋ヶ窪公民館は地域の中でまちづくりの中核的な役割を担ってきました。いわば、まちづくりの学習拠点としての機能を果たしてきたのです。

3. 複合公共施設に求められる条件

以上のことから、恋ヶ窪公民館が複合公共施設に配置されることにより、公民館としての主催事業と貸館業務を実施するだけでなく、これまで担ってきたまちづくりの拠点としての役割をさらに高めるとともに、1 で述べた複合公共施設の役割に対して最大限に貢献することが求められます。そのためには、下記の条件を満たすことが必須であると考えます。

①自由にコミュニケーションできるサロンのような空間の設置

予定されているフリースペースの一部を活用し、市民同士及び職員・市民間で自由にコミュニケーションできる空間を設置することです。ここから学びあいやまちづくりのアイデアなどが生まれてくることが期待されます。また、市民・職員が切磋琢磨して高めあい、複合施設における事業の企画も生まれる可能性もあります。ここには、従来から公民館を利用してきた市民のみならず、多様な市民が気軽に立ち寄ることが期待され、そのためには1階に設置することが不可欠です。

②恋ヶ窪公民館に相当する範囲の明示

2で述べたように、現在は恋ヶ窪公民館を拠点に地域ネットワークが形成されています。複合施設化により、これらを出発点としてさらに豊かなネットワークを広げていくことが求められます。しかし、その基盤となる元のネットワーク構成員や公民館利用者にとって、公民館の存在が見えなくなることにより、アイデンティティの喪失やまちづくり意識の減退を招く危険性があります。そこで、将来的には全館が公民館的

な機能を果たすことになるのが理想といえるものの、当初の段階ではこれまで蓄積してきた基盤が崩れないよう、公民館の存在を明示することが重要です。

③利用者の成果発表スペースの確保

2の③で述べたとおり、このようなスペースはコミュニティ形成やまちづくりに有効です。複合施設を「自分達の施設」として市民が認識するためにも不可欠と考えます。

④専門職員の活用

現在の恋ヶ窪公民館の専門職員は社会教育に関する資格を有し、学びとまちづくりをつなげるための知識・ノウハウを有しています。これらの職員を有効活用することにより、①や③の機能は飛躍的に高まります。さらに、複合公共施設が防災やまちづくりに対する総合的な機能をもつためには、その企画やコーディネートする人材が必要で、そのためにも公民館の専門職員のもつポテンシャルは貴重です。将来的には、これらの専門職員をコアとして複合公共施設の全体が学びとまちづくりの拠点（全館が公民館的な機能をもつこと＝「全館まるごと公民館」）となることが期待されます。

⑤図書館の蔵書管理の高度化

図書館の蔵書を館内どこでも持ち運べるシステムを整備することにより、貸し部屋の利用グループが図書を持ち出してそのまま部屋で学習に利用できたり、図書館利用を目的とする市民が図書を①のサロンの空間で読んだりできるなど、図書館機能と公民館機能の相乗効果が期待できます。現在の図書館・公民館は、同じ建物にありながら壁で仕切られていて別個の利用しかできないので、新たな複合公共施設で新しい相乗効果を生むための仕組みを整えることが望まれます。

⑥フリースペースの最適な活用

無限の可能性を秘めているともいべきフリースペースは、最適な状態で活用すべきです。そのための条件として3点提案します。第1に、恋ヶ窪公民館の専門職員とサポート会議が中心となって企画・運営を行うことが望ましいと考えます。これらの職員・市民の専門的かつ多様な知見や知恵によって、常に地域ニーズに応えた活用方法を提供できるはずです。第2に、児童館のない恋ヶ窪地域としては、とくに子どもたちや子育て支援の活動への有効利用が望まれます。第3に、市民同士及び市民・職員間の交流の重要性をふまえると、少なくともフリースペースの一部は、①の空間とともに市民が気軽に立ち寄れる1階に配置することが不可欠です。

以上の条件を満たすことにより、公民館の機能が有効に活用されるとともにさらに向上し、複合施設全体のまちづくり支援機能が高まることに寄与するものと考えます。④で述べたとおり、将来的には、公民館の有する機能が全館に波及して複合公共施設の全体がまちづくり（市民自治と参加・協働）の学習拠点となっていくことが期待されます。

以上

第 5 期 国分寺市公民館運営審議会委員名簿

任期：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日

No	氏 名	略 歴 等	委員区分
1	まつだ れいこ 松田 玲子	市民公募委員	第 1 号
2	いなづ こう 稲津 耕	本多公民館利用者	第 2 号
3	すずき こ 鈴木 まき子	恋ヶ窪公民館利用者	第 2 号
4	かわかみ かおるこ 川上 薫子	光公民館利用者	第 2 号
5	えぶち ようこ 江渕 曜子	もとまち公民館利用者	第 2 号
6	さかもと しんじ 坂本 真司	並木公民館利用者	第 2 号
7	やじま ひであき 矢島 英明	国分寺市立第八小学校長	第 3 号
8	たなか まさふみ 田中 雅文	日本女子大学名誉教授	第 4 号
9	つじ せいじ 辻 誠治	国分寺市立小・中学校 P T A 連合会	第 5 号
10	ありま ちか 有馬 千佳	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会	第 6 号
11	ささい ひろみ 笹井 宏益	玉川大学学術研究所客員教授	第 7 号

国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例第 8 条 第 1 号＝公募により選出された市民、
第 2 号＝公民館利用者、第 3 号＝学校教育の関係者、第 4 号＝社会教育の関係者、
第 5 号＝家庭教育の向上に資する活動を行う者、第 6 号＝社会福祉関係団体の代表者、
第 7 号＝学識経験のある者

定員12人以内(国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例)